

I 病虫害防除所の概要と業務

1 沿革

- 昭和 28 年 4 月 植物防疫法に基づき、農林部、地方事務所、支庁の併設機関とし、東京都内 9 カ所に設置された。
- 昭和 46 年 10 月 地方事務所が経済事務所に組織改正されたことに伴い、2 カ所を廃止し、7 カ所に統合された。
- 昭和 63 年 4 月 東京都内 7 カ所の病虫害防除所を 1 カ所に統合し、専任職員を配置し、東京都農業試験場施設内に東京都病虫害防除所を設置した。
- 平成 3 年 4 月 東京都農業試験場（現公益財団法人東京都農林水産振興財団）の新館完成に伴い、現在の場所に移動した。

2 所在地

東京都立川市富士見町3-8-1(〒190-0013)
電話：042-525-8236

3 令和5年度体制

病虫害防除所職員 3名
兼務職員 4名(大島支庁、三宅支庁、八丈支庁及び小笠原支庁の産業課職員各1名)

4 業務内容

植物防疫法第 32 条4項の規定により、次のように定められている。

- (1)植物の検疫に関する事務
- (2)防除についての企画に関する事務
- (3)市町村、農業者又はその組織する団体が行う防除に対する指導及び協力に関する事務
- (4)発生予察事業に関する事務
- (5)防除に必要な薬剤及び器具に関する事務
- (6)その他防除に関し必要な事務